

**(仮称) 大田区特別支援教育推進計画 (素案) に対する  
意見の要旨と大田区教育委員会の考え方**

No.	分野	意見要旨	大田区教育委員会の考え方
1	計画全般	案を読んで違和感と共に不安を感じた。国連でも指摘されている日本の分離教育。素案を読むと障害児に対して細かな(細か過ぎる)行き届いた対応の様に思うが、これこそが分断の更なる促進剤となるのではないかと「誰一人取り残さず、、、」とあるが、初めから取り残していく施策に思える。行き届いた指導が必要なのは決して障害児だけではなく、どの子どもも同じ場でせめぎあい、その中で必要な手立てをする、が本来あるべき姿に思える。区の描く共生社会とはどのような姿なのか？	
2	計画全般	子どもたちを分けない教育を望む。インクルーシブ教育システムは、分離教育そのものでインクルーシブ教育とは全く違う。「特別支援教育推進」とは、障がいの有無で子どもたちを分けて、別々に教育することで、このような分離教育では、「誰もが、お互いを尊重し、支えあい、多様なあり方を認め合える地域社会の形成」は実現しない。分けた状態のまま部分的に「交流」しても、障がいについて、表面的で建前としてしか理解されない。いろいろな子どもたちが、自然にごちゃ混ぜに一緒に過ごす中でこそ、大人も子どもも、お互いに理解しあえるのではないかと。普通教育こそが「誰一人取り残さず、子どもの可能性を最大限に引き出す」場であるべきである。障がいは、分けられた場での教育により「改善」「克服」するものではなく、合理的配慮によって共に学べるよう環境を整え、障がいがあってもともに過ごせるようにするべき。特別支援への費用の一部でも教員増などのかたちで普通教育にあてられないものか。	共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムを構築するために、最も本質的な視点は、それぞれの子どもが、授業内容が分かり学習活動に参加している実感・達成感を持ちながら、充実した時間を過ごしつつ、生きる力を身に付けているかどうかということです。このことを踏まえて、障害のある子どもと障害のない子どもが同じ場所でも共に学ぶことを追及するとともに、個別の教育的ニーズのある子どもに対し、自立と社会参加を見据え、その時々で教育的ニーズに最も的確に答える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備することに重点を置いて、推進してまいります。
3	計画全般	大田区基本計画に記載されたように、インクルーシブ教育を目指す文言を追加してほしい。	インクルーシブ教育システムにおいては、共生社会の実現に向けてすべての子どもが可能な限りともに学ぶことに配慮しつつ、自立と社会参加に向けて一人ひとりの教育的ニーズに応じた連続性のある多様な学びの場を充実していくを目指しています。この考え方に則り、本計画にも様々な取組を記載しています。今後もインクルーシブ教育システムの構築にむけて特別支援教育を推進してまいります。 【計画該当箇所】 「はじめに」 P8 第3章 (1)大田区における特別支援教育推進の考え方
4	第2章	インクルーシブ教育の考え方からすると、第2章の現状把握において特別支援学級等の設置状況のみが記載されていることに違和感がある。それらと併せて、通常の学級において特別な配慮・支援が必要な児童数や、それに対する支援員の配置(人数、時間)などの把握が必要と考える。	大田区では、通常級において特別な配慮が必要な児童・生徒の指導にあたる教員を支援するため、学校特別支援員や学校特別補助員を配置しております。当該職種は学習指導を行うことはできませんが、授業等の際の見守りや学習指導の補助等を行っております。令和6年度から学校特別支援員を小学校全校に1名配置するなど、この間、区では支援体制の拡充に努めておりますが、引き続き、児童・生徒の個々の状況に応じた必要な支援の検討、充実に取り組んでまいります。 【計画該当箇所】 P6 第2章 大田区における特別支援教育の現状 P15 第4章 (2)学校における支援体制の充実 ①通常の学級における人的支援
5	第4章 (1)多様な学びの場や機会の充実	館山さざなみ学校の充実をお願いしたい。	平成25年の「館山さざなみ学校の今後のあり方検討委員会」報告書に示された方向性を基本とし、今日の子ども達を取り巻く社会状況の変化等を考慮しながら、今後について検討してまいります。 【計画該当箇所】 P14 第4章 (1)多様な学びの場や機会の充実 ⑤館山さざなみ学校
6	第4章 (1)多様な学びの場や機会の充実	特別支援学級や特別支援学校の設置数は限られているが、支援が必要な子どもにとっては、近くの地域の学校に通うことが1番負担が少ない。また、登下校などで地域の人々に見守られ声をかけられることが、子どもの安全や自立に繋がっていく。まず小学校の学区で1人で行動できるように、徐々にその行動範囲を広げていくことは、支援が必要な子どもにとっても同様で、より重要なことになる。彼らは健常の子どもより時間をかけて自立への道を進んでいくのにも関わらず、いきなり登校に何十分もかかるような学校に通わされてしまい、保護者同伴でしか登下校できない環境に置かれてしまうと、自立へのファーストステップを踏むことすらできないのではないかと。	特別支援学級については、障がいのある児童・生徒に対して小集団により一人ひとりに寄り添った指導をするとともに学級として充実した教育活動を行うことを目指しており、複数の学級が形成できる状態を適正な規模と考えています。このことから、現時点では区としてはすべての小中学校に特別支援学級(知的障害・固定)を設置するという想定はございません。一方で地域によって、通学負担に差が生じている現状もあるため、今後も状況を注視し、更なる設置の検討を継続してまいります。 【計画該当箇所】 P14第4章 (1)多様な学びの場や機会の充実 ①知的障害特別支援学級

**(仮称) 大田区特別支援教育推進計画 (素案) に対する  
意見の要旨と大田区教育委員会の考え方**

No.	分野	意見要旨	大田区教育委員会の考え方
7	第4章 (2)学校における支援体制の充実	特別支援教育コーディネーター等、教育心理のエキスパートを増員してほしい。	<p>学校内外の関係者との連絡調整役や校内支援体制づくりの推進役となる特別支援教育コーディネーターがより効果的に校内での役割を果たすことができるよう研修を実施し、校内支援体制や副籍交流などの充実を図ってまいります。</p> <p>また、学校に配置している臨床心理士等のスクールカウンセラーの研修等を充実させ引き続き学校内の教育相談体制の充実を図ってまいります。</p> <p>【計画該当箇所】 P15 第4章 (2)学校における支援体制の充実</p> <p>第4章 (3)特別支援教育の指導の充実</p> <p>P21 第4章 (4)切れ目のない一貫した支援 下記の記載を追加しました。 「臨床心理士等をスクールカウンセラーとして区立小中学校・館山さざなみ学校に配置し、児童・生徒の悩みの相談に応じるとともに保護者・教職員などに対して指導・助言を行います。」</p>
8	第4章 (2)学校における支援体制の充実	大田区は知的に遅れがある子どもが通常級を希望した場合、保護者の意志を尊重してくれるが、学習面のサポートはないから学校と相談するようになる。学校側は人員に余裕がなく、特別な教育を用意するしない。つまり、通常級に通うことは、実質学習面を諦めるということになる。支援が必要な子どもは、教育を選ぶか健常の子どもたちとの生活を選ぶかどちらかを必ず選択しならず、どちらも取ることができないのが現状である。支援が必要な子どもが通常級に通った際にも、計画的かつ適切な教育が受けられるような人員の配置を強く望んでいる。健常の子どもたちとの生活か、適切な教育か、どちらかだけを選択しなくても良い学校教育システムになるような改革をしていただきたい。	<p>大田区では、通常級において特別な配慮が必要な児童・生徒の指導にあたる教員を支援するため、学校特別支援員や学校特別補助員を配置しております。当該職種は学習指導を行うことはできませんが、授業等の際の見守りや学習指導の補助等を行っております。令和6年度から学校特別支援員を小学校全校に1名配置するなど、この間、区では支援体制の拡充に努めておりますが、引き続き、児童・生徒の個々の状況に応じた必要な支援の検討、充実に取り組んでまいります。</p> <p>【計画該当箇所】 P15 第4章 (2)学校における支援体制の充実 ①通常の学級における人的支援</p>
9	第4章 (3)特別支援教育の指導の充実	保護者支援として、不安に寄り添い進路のガイダンスを行ってほしい。	<p>進路指導に関連した資料等は、大田区教育委員会を通じて東京都教育委員会から発出されています。これらの指導資料を基にした進路指導の充実について、特別支援学級設置校長会を通して各学校に指導し推進してまいります。</p> <p>【計画該当箇所】 P18 第4章 (3)特別支援教育の指導の充実 ③キャリア教育の充実</p>
10	第4章 (3)特別支援教育の指導の充実	ソーシャルスキル・トレーニングや社会規範、ルールやマナー等、食育・運動や学習習慣と言った生活指導も重要と思う。	<p>生活指導は、その他の様々な学習に取り組むための基礎となる力を育む大変重要なものと考えております。学校生活支援シート(個別の支援計画)及び個別指導計画を作成して保護者と共有し、一人一人の発達の段階に応じた指導を推進しております。</p> <p>【計画該当箇所】 P17 第4章 (3)特別支援教育の指導の充実 ①教員の資質・専門性の向上</p>
11	第4章 (3)特別支援教育の指導の充実	「指導の充実」を推進するためには、教員向けの個別具体的なガイドラインの策定、対応事例(良い事例/悪い事例)を共有できるデータベースの構築などが必要と考える。	<p>ICTによるデータベースを活用したアセスメントや計画の作成、適切な教材を使った指導ができるように検討しています。</p> <p>【計画該当箇所】 P20 第4章 (3)特別支援教育の指導の充実 ②ICT機器の活用</p>
12	第4章 (3)特別支援教育の指導の充実	保護者の付き添いを強要しないでほしい。	<p>特別支援学級に在籍する児童の送迎に関しては、通学における安全確保の観点から、原則として保護者による送迎をお願いしています。理由としては、児童・生徒が安心して安全な学校生活を送ることができることを最優先に考えているためです。また校外学習の場面などでも、保護者の付き添いをお願いする場面もあります。</p> <p>一方で、特別な配慮や支援が必要な児童・生徒に対しては、教員や教員を補助する職員を学校に配置しているため、一部支援を行うことも想定しております。</p>
13	第4章 (4)切れ目のない一貫した支援	就学相談では、保護者、本人の希望を受け入れてほしい。	<p>就学相談の際には、保護者、お子様の希望をお聞きしたうえで、お子様の現在の状況に加え、発達の可能性を含め、お子様の成長にとってより良い環境について情報提供させていただきながら相談をすすめてまいります。</p> <p>これからもお子様と保護者に寄り添った相談を行ってまいります。</p> <p>【計画該当箇所】 P21 第4章 (4)切れ目のない一貫した支援 ①就学相談のさらなる充実</p>

**(仮称) 大田区特別支援教育推進計画 (素案) に対する  
意見の要旨と大田区教育委員会の考え方**

No.	分野	意見要旨	大田区教育委員会の考え方
14	第4章 (5)共生社会に向けた教育の推進	学校における健常児と障がい児の交流の教育的効果について、具体的な記述がほしい。	<p>交流及び共同学習は、障害のあるこどもにとっても、障害のないこどもにとっても、お互いに様々な人と触れ合う機会となり、社会性や豊かな心を育む機会となります。また、これらの経験が、様々な人と助け合うための力となり、将来の積極的な社会参加につながると考えます。将来まで見据えた取組であることを意識して活動内容を充実させてまいります。</p> <p>【計画該当箇所】 P24 第4章 (5)共生社会に向けた教育の推進 ①障がい者理解教育の推進 下記の記載を追加しました。 「交流及び共同学習や副籍制度による交流を通じて様々な人と触れ合う経験をし、お互いに助け合うための力をはぐくみます。」</p>
15	第4章 (5)共生社会に向けた教育の推進	通常級と特別支援学級、特別支援学校の交流や副籍制度にも疑問がある。たまに交流するだけでは障がい者への理解には繋がらない。知識として教えられてもなかなか現実には繋がらず、毎日同じ教室で接して、トラブルがあったりそれを解決したりして、何年もかけて子どもたちはお互いに理解し接し方を身につけていくものではないか。	<p>通常の学級と特別支援学級との交流及び共同学習の充実については、学校に来年度の特別支援教育推進計画の作成を依頼し、具体的取組(回数、交流会場、交流内容等)について計画していただき、推進を図っております。特別支援学校との関わりについても、今後具体的な計画を立てて充実させていきたいと考えています。</p> <p>【計画該当箇所】 P24 第4章 (5)共生社会に向けた教育の推進 ②交流及び共同学習の充実 ③副籍制度による交流</p>
16	第4章 (5)共生社会に向けた教育の推進	「障害の有無を問わずすべての児童・生徒が同じ教室で学ぶ」ことを推進するためには、教員のみならずすべての保護者への啓発・理解も重要と考える。各学校での授業公開や保護者会などのイベントを利用した講演会など、積極的な啓発活動も推進していただきたい。	<p>特別支援教育の充実のためには、保護者・地域の理解や協力が不可欠です。理解啓発の場の確保については、福祉教育に関する内容で授業公開を実施したり、保護者会で特別支援学級や特別支援教室について説明したりしています。今後、手をつなぐ育成会の「心のバリアフリーすすめ隊」などに御協力いただいでさらに推進していきたいと考えております。</p> <p>【計画該当箇所】 P24 第4章 (5)共生社会に向けた教育の推進 ①障がい者理解教育の推進</p>